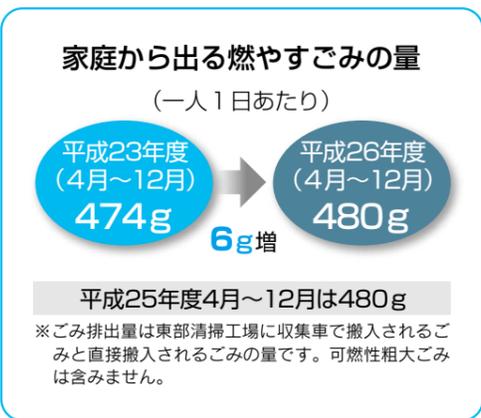


# 環境通信

問い合わせ先 環境衛生課（合志庁舎）  
☎（248）1202

燃やすごみの量を減らしましょう

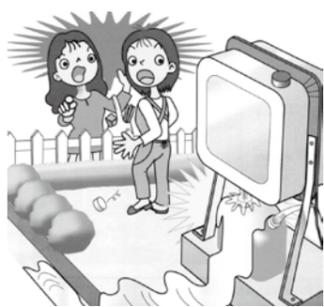


3月から4月は転勤や進学などでごみが多く出される時期です。本や雑誌・衣類などの資源になるものは、燃やすごみとして出さず、資源物の日に出しましょう。  
資源物の日は、市のごみ収集予定表で確認してください。

油の流出事故が増えています

河川や海、用水路への油などの流出事故が増えています。主な発生源は、ビニールハウスの暖房用の燃料タンクや施設・業務用機械、家庭用オイルタンクからの流出などです。事故を起こした場合、後処理は原因者自らの責任で行なうことになっています。油などを使うときは細心の注意を払い、油流出事故防止に努めましょう。

※油流出事故を起こしたり発見した場合は、速やかに環境衛生課へ連絡してください。



小型家電と水銀体温計の  
分別方法が変わります

これまで埋め立てごみに分類されていた携帯音楽プレーヤー・ドライヤーなどの小型の家電製品は、4月1日から資源物B「小型金属・小型廃家電」として出すよう分別方法が変わります。

また、水銀体温計は元の容器に入れるか、割れないように新聞紙などで包み、埋め立てごみの日に市販の透明な袋に入れて出してください。



水銀体温計

引越すときは飼い犬の  
住所も変更しましょう

3月から4月は引越しのシーズンです。犬を飼うときは市役所への登録が法律で義務付けられており、犬の住所が変更になった場合も引越し先の自治体に届け出が必要です。

届け出の際は、犬鑑札と注射済証をご用意ください。



## 年金の届け出は忘れず 会社を退職すると加入する年金制度が変わります

問い合わせ先 熊本西年金事務所  
健康づくり推進課

☎（353）0142  
国保年金班（西合志庁舎）  
☎（242）11803

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人は年金制度へ加入しなければなりません。

会社に勤めているときは厚生年金保険などに加入しますが（第2号被保険者）、退職すると60歳までは国民年金に加入します（第1号被保険者）。届け出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

届け出をしなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、必ず届け出をしましょう。

- **第1号被保険者**  
自営業者、学生、フリーター、無職の人など
- **第2号被保険者**  
厚生年金や共済組合に加入している会社員、公務員
- **第3号被保険者**  
第2号被保険者に扶養されている配偶者

### ● こんなときは届け出を

こんなとき	どこで	どうする
20歳になったとき （厚生年金や共済組合加入者を除く）	市役所または年金事務所	国民年金に加入する（第1号被保険者となる）
第2号被保険者が60歳前に会社を退職したとき		国民年金に加入する（第2号被保険者から第1号被保険者になる。ただし第3号被保険者に該当する場合を除く）
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済組合を辞めたとき 第3号被保険者の収入が増えたり、離婚して被扶養配偶者ではなくなったとき		国民年金に加入する（第3号被保険者から第1号被保険者へ種別が変わる）
住所や氏名が変わったとき	国民年金加入者→市役所 厚生年金等加入者→勤務先	変更手続きをする
保険料の免除申請をしたいとき	市役所	免除申請をする
納付書をなくしたとき	年金事務所	再発行の手続きをする
年金手帳をなくしたとき	国民年金加入者→年金事務所 厚生年金等加入者→勤務先	

## ひとり親家庭のための就労支援

申し込み・問い合わせ先 子育て支援課（西合志庁舎）  
☎（242）11509

母子家庭等  
高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格取得のため修業が必要な場合、生活費の負担を軽減する給付金です。

● **対象** 次の全ての要件を満たす人  
・ 児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人  
・ 養成機関で2年以上のキャリアキュラムを受講し、対象資格の取得が見込まれる人  
・ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる人

● **対象資格**  
看護師、保育士など33資格

● **支給額**  
看講師、保育士など33資格

● **訓練促進給付金**

① 市民税非課税世帯

月額100,000円

② ①以外の人 月額70,500円

※修業期間中（上限2年）、申請日の属する月から月単位で支給

● **入学支援修了一時金**

① 市民税非課税世帯 50,000円

② ①以外の人 25,000円

※修了日を経過した日以後に支給

母子家庭等  
自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業に結びつく可能性が高い講座を受講する際に支給する給付金です。

● **対象** 次の全ての要件を満たす人  
・ 児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人

・ 指定対象講座の受講開始日に、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない人

・ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人

● **指定対象講座**  
雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

● **支給額**

支払った入学金、受講料の合計額の20%に相当する額を支給。ただし上限を10万円とし、4千円を超えない場合は支給しません。

※受講開始前に申請し、講座の指定を受けなければ支給を受けることはできません。

## 「コメで血糖値上昇を抑制 WE米®の米粉製品が登場

合生・立割地区の生産者が栽培する「WE米®（ウイマイ）」を使用した商品が、本市と包括協定を締結している熊本製粉株式会社から発売されました。WE米®は全国でも栽培量が少なく、食物繊維が豊富で血糖値の上昇を抑制する効果があるお米です。

家庭で手軽にパンができるホームベーカリー用の「WE米®入り玄米粉パンミックス」と、焼き菓子ができる「WE米®入りSOY（ソイ）パーミックス」の2種類があり、市物産館「弁天」やインターネットでも販売しています。興味のある人は一度試してみませんか。



WE米®入りの玄米粉パンミックスとSOYパーミックス